離婚に関する主な手続き

お問い合わせはこちら　☎（0575）22-3131（代表）

	該当	済	下記にあてはまる方は世帯にいますか？	手続き　支…西部支所でも手続きできます	必要なもの	受付窓口
住所・戸籍	□	□	姓が変わる方で、 マイナンバーカードをお持ちの方	カードの氏名変更　支	・マイナンバーカード ※暗証番号が必要です	市民課 北１F
	□	□	住民票の写しが必要な方	住民票の写しの交付　支	※マイナンバーカードで コンビニ交付できます	
	□	□	お子さんの戸籍についてのご相談	入籍届、養子離縁届など　支	※受付窓口でご相談ください	
保険・年金	□	□	国民健康保険に加入中で、 姓など資格確認書等の記載に変更がある方	新しい資格確認書等の交付　支	[お持ちの方] ・変更前の国民健康保険資格確認書	保険年金課 北１F
	□	□	後期高齢者医療制度に加入中で、 姓など資格確認書等の記載に変更がある方	新しい後期高齢者医療資格確認書の交付 （後日郵送）	・変更前の後期高齢者医療資格確認書	
	□	□	各種認定証をお持ちで、 姓が変わる方、 または世帯構成に変更がある方	各種認定証の変更 ※勤務先の健康保険に加入の方は 勤務先へお問い合わせください	・限度額適用認定証 ・限度額適用・標準負担額減額認定証 ・特定疾病療養受療証	
こども	□	□	児童手当を受給していて受給者が変わる方 （0歳～高校生年代）	児童手当の受給者変更 ※新たに申請する方が公務員の場合は、 勤務先に申請してください　支 認定請求書 額改定請求書・額改定届	・通帳（請求者） ・健康保険資格確認書（請求者） （3歳未満の子供がいる場合のみ） ※必要なものがそろっていなくても 窓口へお立ち寄りください	子ども家庭課 南１F
	□	□	子ども医療費受給者証をお持ちで 主たる生計維持者が変わる方 （0歳～高校生年代）	子ども医療費助成の受給者証の 変更・喪失　支	・子ども医療費受給者証 ・保険の情報が分かるもの（子）	福祉政策課 南１F
	□	□	留守家庭児童教室入室児童の保護者の方	保護者変更など 使用料減免申請	**※オンライン申請はこちら**	教育総務課 北５F
	□	□	幼稚園児等の保護者の方	保護者変更など	※受付窓口でご相談ください	子ども家庭課 南１F
	□	□	保育園児等の保護者の方	保護者変更など		
	□	□	特別児童扶養手当の受給者が変わる方	特別児童扶養手当の受給者変更		
	□	□	ひとり親家庭等のご相談 母子・父子家庭になられた方	児童扶養手当の認定請求	※受付窓口でご相談ください	
	□	□		ひとり親家庭等医療費助成の相談・申請 母子・父子家庭福祉医療費の申請	※受付窓口でご相談ください ・保険の情報が分かるもの（子）	福祉政策課 南１F
	□	□	小学生・中学生のお子さんのいる方	※保護者および児童生徒の氏、住所が変わる場合はお知らせください		学校教育課 北５F
	□	□	就学について特別な事情のある方	就学援助の相談・申請		
	□	□	姓が変わる方で 障害福祉サービス受給者証をお持ちの方	氏名変更	・障害福祉サービス受給者証	福祉政策課 南１F
	□	□	重度心身障がい者の医療費受給資格を お持ちの方	重度心身障がい者医療費 受給者資格の変更	・重度心身障害者医療費受給者証 ・保険の情報が分かるもの	
高齢	□	□	姓が変わる方で 65歳以上または要介護認定を受けている方	介護保険証の氏名変更 （新しい保険証は後日郵送となります）	・介護保険証	高齢福祉課 南１F
障がい	□	□	姓が変わる方で 障がいの手帳をお持ちの方	各種手帳の氏名変更	・障害者手帳（身体・療育・精神）	福祉政策課 南１F
	□	□	自立支援医療受給者証をお持ちの方	受給者証の変更申請	・自立支援医療受給者証 （精神通院・更生医療・育成医療） ・保険の情報が分かるもの	
	□	□	重度心身障がい者の医療費受給資格を お持ちの方	重度心身障がい者医療費受給者 資格の変更	・重度心身障害者医療費受給者証 ・保険の情報が分かるもの	
	□	□	姓が変わる方で 障害福祉サービス受給者証をお持ちの方	氏名変更	・障害福祉サービス受給者証	
	□	□	姓が変わる方で 特別障害者手当・障害児福祉手当 受給者の方	氏名変更		
税・料金	□	□	上下水道の使用者名義が変わる方	使用者変更届	※お電話で手続きできます 0575-23-6782	水道 お客様センター 北２F
	□	□	井戸水使用者、下水道のみ使用している方の人数に変更があった場合	人数変更届		
	□	□	上水道、下水道の使用を休止される場合	休止届		
	□	□	口座振替を希望される方	口座振替申込み ※科目ごとに申込みが必要です	**※オンライン申請はこちら** キャッシュカードの暗証番号、 メールアドレスの入力が必要	各科目の担当課へ お問合せください

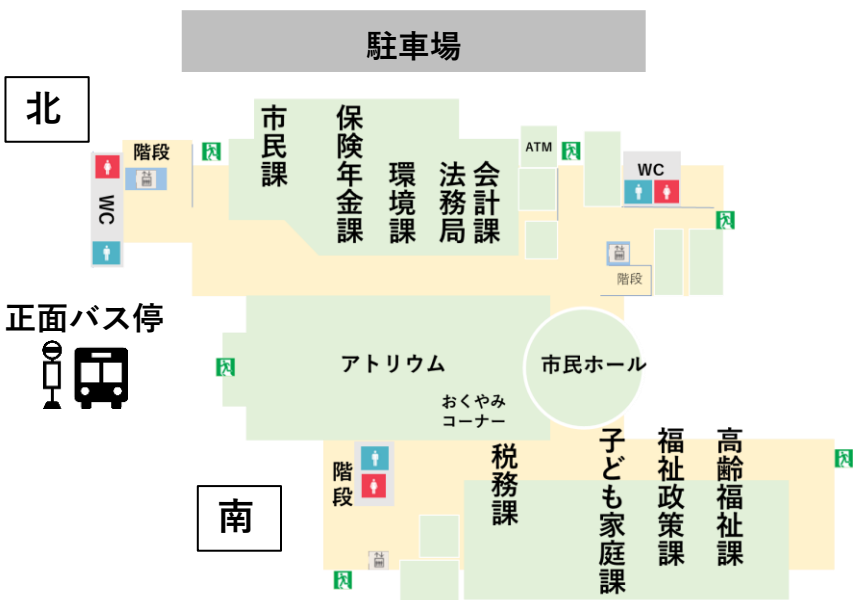
手続きチェックシート

離婚される方へ

〒501-3894
岐阜県関市若草通３丁目１番地
電話：（0575）22-3131（代表）
HP：https://www.city.seki.lg.jp/

- 当事者間に離婚する意思の合致がある「協議離婚」と、裁判所が関与して離婚が成立する「調停（裁判）離婚」があります。
- 協議離婚の場合、離婚届書用紙に夫婦双方の署名と証人（成年2人）の署名のうえ、届出してください。
- 未成年のお子さんがいるときは、親権者の欄を記入してください。
- 調停（裁判）離婚の場合は、調停の成立または審判・判決の確定した日から**10日以内**に届出をしてください。
 その際に裁判所から届く調停調書謄本（もしくは、審判書謄本及び確定証明書）を合わせて提出してください。

1F
フロアマップ



＊忘れずにお持ちください＊

●本人確認書類

市役所で手続きの際は本人確認をいたします。
本人確認書類の提示をお願いいたします。

<官公署が発行した顔写真付きで身分を証明できるもの、免許証、許可証>

1点で本人確認できるもの





・運転免許証　・マイナンバーカード
・パスポート　・障害者手帳　など

確認に2点が必要なもの

・健康保険資格確認書　・年金手帳
・介護保険証
・顔写真付きの社員証、学生証など

開庁時間

午前 **8**時**45**分 ～ 午後 **4**時**45**分

（土曜・日曜・祝日、12/29～1/3は休日です）

R8.11.1 現在